

現 場 説 明 書

業 務 名 愛宕・鯉田南町下水道施設（公共樹蓋取替その1）修繕
履行場所 飯塚市 鯉田 地内
履行期間 契約締結の日の翌日から令和8年3月27日まで

記

- 1 本工事の施工にあたっては、本書、福岡県県土整備部発行の土木工事共通仕様書、土木工事施工管理の手引き及びその他別に定める仕様書等に基づき実施しなければならない。
- 2 工程については、監督員と十分な打合せを行い、かつ、工期を厳守すること。
なお、施工中、疑義が生じた場合は、監督員に通知し指示を受けること。
- 3 設計図書になくとも技術上又は施工上必要と認められる事前調査（地下埋設物・家屋等の現況等）並びに軽微なものについては、監督員と協議し施工すること。
- 4 事前に設計図書に基づき工事区間の測量等を行い、結果について報告のこと。
- 5 施工にあたっては、災害防止に留意するほか、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の特定事業場に関する規定を遵守すること。
なお、施工に起因して事故等が発生した場合は、監督員に報告し、受注者の責任において一切を解決すること。
- 6 着手前に関係者及び地主等に工事の主旨を説明し、了承を得て着手すること。また、完成後は地主等の承諾を得て、苦情のないように後片付けを行うこと。
- 7 工事に伴う苦情は、監督員に報告し、速やかに処理すること。
- 8 受注者は、地場産業の育成を考慮し、本工事に係る関連工事等について、地元業者及び地場産業製品等を採用することを最優先すること。
- 9 工事の施工にあたっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働災害の防止に努め、また、工事中の交通事故防止について、特に留意すること。また、作業ごとの作業主任者及びその資格等を市に報告すると共に、現場事務所に一覧表を提示し、作業の指揮等を行うこと。
- 10 受注者は、請負金額に応じた建設業退職金共済掛金収納書を提出すること。ただし、受注者に独自の退職共済制度がある場合はこの限りではない。
- 11 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 飯塚市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこ

れを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

12 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係（入札執行日以前に3ヶ月以上）を確認するため、監理技術者資格者証や健康保険被保険者証等の雇用が確認できる書類（原本の写し）を提出すること。

13 受注者は、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を図るため現場代理人及び主任技術者（監理技術者）には、腕章の着用を義務付けるものとする。

14 本工事の提出書類については、工事関係提出書類一覧表（参考）に基づき提出すること。

15 発注者はしゅん功検査後、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払うものとする。

16 工事着手に当たって、速やかに警察署長に道路使用許可申請書を提出し、許可を得、しかる後に施工すること。なお、許可証もしくはその写しを常時、現場に備えておくこと。

17 道路占用、地下埋設等については、事前に関係各者立会のうえ調査、確認のこと。なお、地下埋設物の位置、高さ、方位、形状を確認するための試験掘することを原則とする。

18 主要二次製品、生コンクリート、積ブロックは、承認願（図面・試験表・カタログ等）を提出し承認を得て使用すること。（変更の場合も同様とする。）二次製品は、同等品以上を使用すること。

19 埋戻転圧等は、地盤沈下の起因とならぬよう充分実施すること。

20 本工事箇所が学校通学路である場合は、児童、生徒の歩行に危険のないよう配慮すること。

21 本工事で下請者、委託者（名称の如何を問わず）が起こした、市、公共団体又は第三者との問題で相手方から補償の請求があった場合は、受注者が全責任を持って速やかに解決すること。

22 本工事に関連する工事とは、工程会議等を行い、密に調整すること。

23 残土処理については、農地に捨てる場合（個人用地で個人から申し入れがあった場合を含め）必ず農地転用の許可を受けた後に実施すること。

24 施工管理は、日本下水道協会発行「下水道工事施工管理の指針と解説」によること。

25 「建設リサイクル法」対象工事のため、「建設リサイクル法」に必要な手続き等を遅延なく行うこと。

26 工事から産業廃棄物等が発生するので、「公共工事から発生する産業廃棄物の適正処理推進要領」に基づく処理計画書やマニフェスト伝票を提出すること。

27 工事期間中、一般車両や近隣住民の安全確保のため、交通誘導員を適切に配置し安全対策を講じること。